

岡山県医療審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号）第72条第1項の規定により設置した岡山県医療審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は委員30名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- | | |
|----------------|-------|
| 一 医師、歯科医師、薬剤師 | 10名以内 |
| 二 医療を受ける立場にある者 | 10名以内 |
| 三 学識経験を有する者 | 10名以内 |

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の議事に利害関係を有する委員は、当該議事につき審議に加わることができない。

(回議)

第6条 次の各号に掲げる場合には、委員の半数（前条第4項に該当する委員があるときは、当該委員を除いた委員の半数）以上に回議したうえ、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

一 審議会を招集しても、委員の出席が定足数に達せず、再度審議会を招集するいとまがないと会長が認める場合

二 特に急施を要するものであって、審議会を招集するいとまがないと会長が認める場合

2 前項の規定による処置については、会長は、次の審議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命又は委嘱する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは解任されたものとする。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事項に係る専門事項を調査審議させるため次の部会を置く。

- 一 医療法人部会 医療法人の設立認可、解散認可、合併認可、分割認可及び設立認可取消並びに社会医療法人の認定及び認定取消に関する事項
 - 二 救急医療対策部会 救急告示施設の審査、救急医療体制の整備等に関する事項
- 2 部会に属する委員及び専門委員は10名程度とし、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長及び部会長職務代理者を置き、部会に属する委員のうちから互選によりこれを定める。
 - 4 部会長は、会長の指揮を受け、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。
 - 5 部会長職務代理者は、部会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
 - 6 あらかじめ審議会が委任した事項については、部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。ただし、この場合、次回開催の審議会に報告するものとする。
 - 7 部会の運営については、第5条の規定に準ずるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は保健福祉部医療推進課において処理する。

附 則

この要領は昭和61年11月10日から施行する。

(略)

附 則

この要領は令和元年10月4日から施行する。